

第2章 地球温暖化^{*1}対策の推進

第1節 県内の温室効果ガスの現状

1 温室効果ガス^{*2}の排出の現状【環境政策課】

(1) 地球温暖化の現状

国連の「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）^{*3}」の第5次評価報告書によると、気候システムの温暖化には疑う余地はないとされ、人為起源の温室効果ガスの排出が、20世紀半ば以降に観測された温暖化の支配的な原因である可能性が極めて高いとされています。また、20世紀末と比べて今世紀末には、平均気温は最大4.8℃、海面の水位は最大82cm上昇すると予測されています。

(2) 地球温暖化に関する近年の国際的動向

地球温暖化をもたらす温室効果ガスの排出抑制は、地球全体の緊急課題であり、地球規模での対策が必要となります。

平成27年12月にフランス・パリで開催された「気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」では、京都議定書に代わる新たな地球温暖化に関する法的な文書として、全ての国が参加した「パリ協定」が採択され、地球温暖化対策の新たなステージの幕開けとなりました。

〔パリ協定の概要〕

- 世界全体の長期目標として、産業革命前からの気温上昇を2度より十分低く保つとともに、1.5度に抑える努力を追求することを掲げた。
- この目標の達成のため、今世紀後半には、排出量と吸収量を均衡させ、実質的にゼロとすることを目指す。

パリ協定は翌年の平成28年11月4日に早期発効され、平成30年12月2日～15日にポーランド・カトヴィツェで開催されたCOP24において、実施のための詳細指針が採択されました。同指針では、一定の柔軟性を持ちつつも、途上国を含む全ての国が共通のルールの下、次回以降の国別の削減目標や進捗状況を報告することなどが定められています。

(3) 地球温暖化に関する国の動向

パリ協定や日本の約束草案^{*4}を踏まえ、政府は、日本の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため「地球温暖化対策計画」を、平成28年5月に閣議決定しました。

本計画では、日本の約束草案に基づき、「2030年度において、2013年度比26%減（2005年度比25.4%減）」との目標が掲げられ、この目標達成のための各部門の取組みを明らかにするとともに、各事業主体、国、地方公共団体が講ずべき施策についても示されています。

(4) 地球温暖化に関する県の取組および動向

県では、「福井県環境基本計画」に織り込む形で、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「都道府県における地方公共団体実行計画」を定めています。平成30年3月には5年ぶりに改定し、国の削減目標に合わせた新たな削減目標として、「2030年度において、2013年度比28%減」を掲げました。この目標達成に向け、地球温暖化ストップ県民運動をはじめとする省エネ対策、地域に役立つ再生可能エネルギーの導入拡大などを積極的に推進することとしています。

(5) 福井県内における温室効果ガス排出量

県内の温室効果ガスの排出量は、東日本大震災以降、原子力発電所の運転停止に伴い火力発電所での化石燃料消費量が増加したことにより、平成23年に大きく増加しました。しかし、近年においては、各部門における省エネの浸透や、再エネの拡大等による電力の二酸化炭素排出原単位の改善に伴い、微減傾向にあります。

^{*1} 地球温暖化：地球の温度は、太陽からの日射エネルギーと、地球から放出される熱放射とのバランスによって定まります。加熱された地表面は赤外線を放射しますが、大気中には赤外線を吸収する「温室効果ガス」があり、地表面からの放射熱を吸収します。二酸化炭素など温室効果ガスの濃度増加により、平均気温が上昇する現象をいいます。

^{*2} 温室効果ガス：二酸化炭素やメタンなどの気体が、太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収し、地球を暖める現象を温室効果といい、こうした効果をもたらす気体を温室効果ガスといいます。

^{*3} 気候変動に関する政府間パネル：地球温暖化防止問題に対応するため、国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WHO）の共催により、1988年に設置された国際機関であり、科学的知見の集積や温暖化の影響予測などの活動を行っています。

^{*4} 約束草案：COP21に先立ち提出された、各国内の政策決定プロセスで決定された気候変動対策に関する目標のこと。基本的に、温室効果ガスの排出削減目標を指す。

表 2-1-1 温室効果ガス排出量の推移

		排出量 (千t-CO ₂)										
		1990	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
一酸化炭素	産業部門	3,267	3,261	3,882	3,325	2,492	2,965	3,484	3,445	3,270	3,293	3,212
	運輸部門	1,596	1,860	1,854	1,817	1,764	1,751	1,721	1,717	1,701	1,588	1,615
	家庭部門	1,067	1,549	2,014	1,874	1,352	1,541	2,077	2,277	2,138	2,255	2,226
	業務部門	1,199	1,613	1,933	1,662	1,315	1,492	1,845	1,912	1,839	1,808	1,772
	エネルギー転換	70	374	421	317	282	292	392	364	379	355	384
	工業プロセス	765	328	330	324	285	286	304	294	308	308	330
	廃棄物	179	199	197	196	194	192	193	194	255	254	252
	計	8,143	9,184	10,631	9,516	7,684	8,518	10,017	10,204	9,890	9,860	9,790
メタン	180	142	139	135	134	133	131	130	131	128	124	
一酸化二窒素	82	194	181	213	209	206	208	198	184	179	186	
代替フロン等4ガス ^{*1}	420	256	245	217	189	211	236	266	253	274	303	
総排出量	8,825	9,775	11,196	10,080	8,216	9,068	10,592	10,797	10,458	10,440	10,403	

※排出量の算定にあたっては、電力排出係数については基礎排出係数を使用している。

- (注) エネルギー転換：電気事業者（火力発電所）、ガス事業者の自家消費エネルギー
 産業：農林水産業、鉱業、建設業、製造業におけるエネルギー消費量
 運輸：自動車、鉄道、船舶、航空機におけるエネルギー消費量
 家庭：家庭におけるエネルギー消費（電気、ガス、灯油等）
 業務：業務用ビル等におけるエネルギー消費（電気、ガス、灯油等）
 工業プロセス：石灰石の消費
 廃棄物：一般廃棄物および産業廃棄物の焼却（食物くず、木くず等のバイオマス起源を除く。）

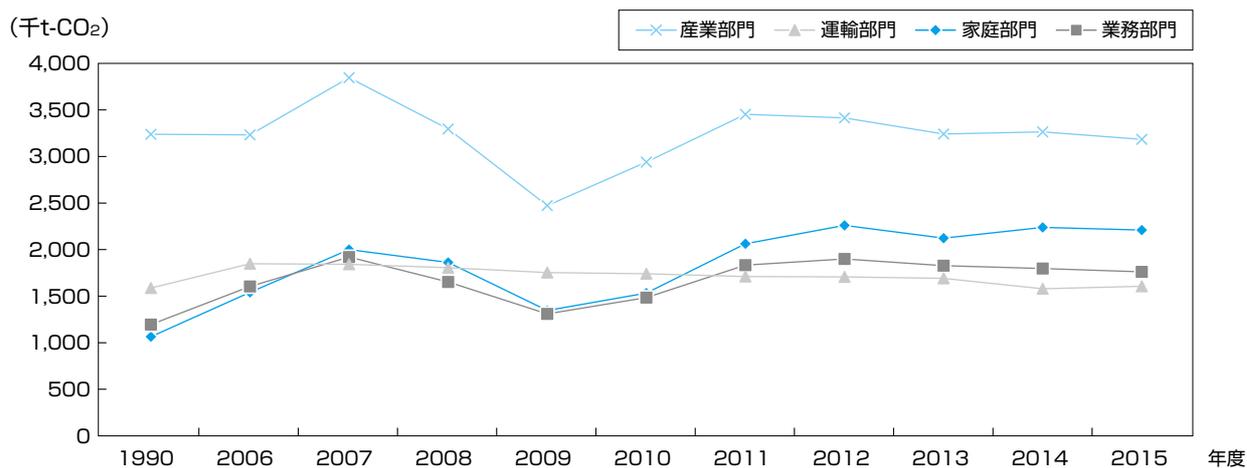


図2-1-2 部門別温室効果ガス排出量の推移

*1 代替フロン等4ガス：オゾン層破壊力の大きい特定フロン（CFC類）に替わり生産されているフロン類のことで、温室効果が極めて高いため、HFC、PFC、SF₆、NF₃が京都議定書で削減の対象ガスに加えられました。